

「授業目的公衆送信補償金制度」の本格運用について

1. 授業目的公衆送信補償金の管理状況について

(1) 申請状況 (2021年6月30日現在)

登録設置者件数	
国立	69
公立	738
私立	798
その他	51
合計	1,656

教育機関種別	SARTRAS への登録・申請件数			文科省統計総数		
	登録件数 (a)	申請件数 (b)	申請率 (b/a)	総数 (c)	登録率 (a/c)	申請率 (b/c)
幼稚園	395	154	39.0	10,070	3.9	1.5
小学校	8,530	6,058	71.0	19,738	43.2	30.7
中学校	4,386	3,077	70.2	10,222	42.9	30.1
義務教育学校	65	44	67.7	94	69.1	46.8
高等学校	2,323	1,097	47.2	4,887	47.5	22.4
中等教育学校	30	15	50.0	54	55.6	27.8
高等専門学校	3	1	33.3	57	5.3	1.8
大学（短大・大学院含）	855	516	60.4	1,112	76.9	46.4
特別支援学校	604	268	44.4	1,146	52.7	23.4
専修学校	742	505	68.1	3,137	23.7	16.1
各種学校	43	34	79.1	1,119	3.8	3.0
保育所	78	22	28.2	-		
幼保連携型認定こども園	49	22	44.9	5,276	0.9	0.4
放課後児童クラブ	1	0	0.0	-		
省庁等大学校	6	4	66.7	-		
職業能力開発施設	100	71	71.0	-		
その他（社会教育施設、 他）	65	1	1.5	-		
合 計	18,275	11,889	65.1	56,912	32.1	20.9

【参考】2020年度の届出数は、設置者で1,658件、教育機関数で17,906件

(2) 補償金の請求状況

5月請求 7億9,900万円

6月請求 10億610万円

(今年度事業計画での收受見込額 27億円)

【今後の取り組み】

教育機関に対する制度の周知・広報

(2021年11月、申請済教育機関名(教育機関名と所在地)を公表)

(3) 分配について

①7月中に利用報告対象予定校1,000校(大学は学部単位)のうち2021年4月から8月分までの利用報告の依頼を発送

②利用報告提出の時期に合わせ、分配業務受託団体の決定、利用報告整備作業に着手

③2021年9月分以降の利用報告依頼は8月以降順次事前発送予定(分配は2022年度に行う)

2. SARTRAS ライセンスの実施に向けた取り組み

運用指針(令和3年度版)の参考資料記載の5つの利用類型(①教員間・教育機関間における利用、②履修終了後在学中の継続利用、③保護者会、④教育機関設置者内会議・教職員会議、⑤教職員研修)を対象に、来年度開始を目指して検討中

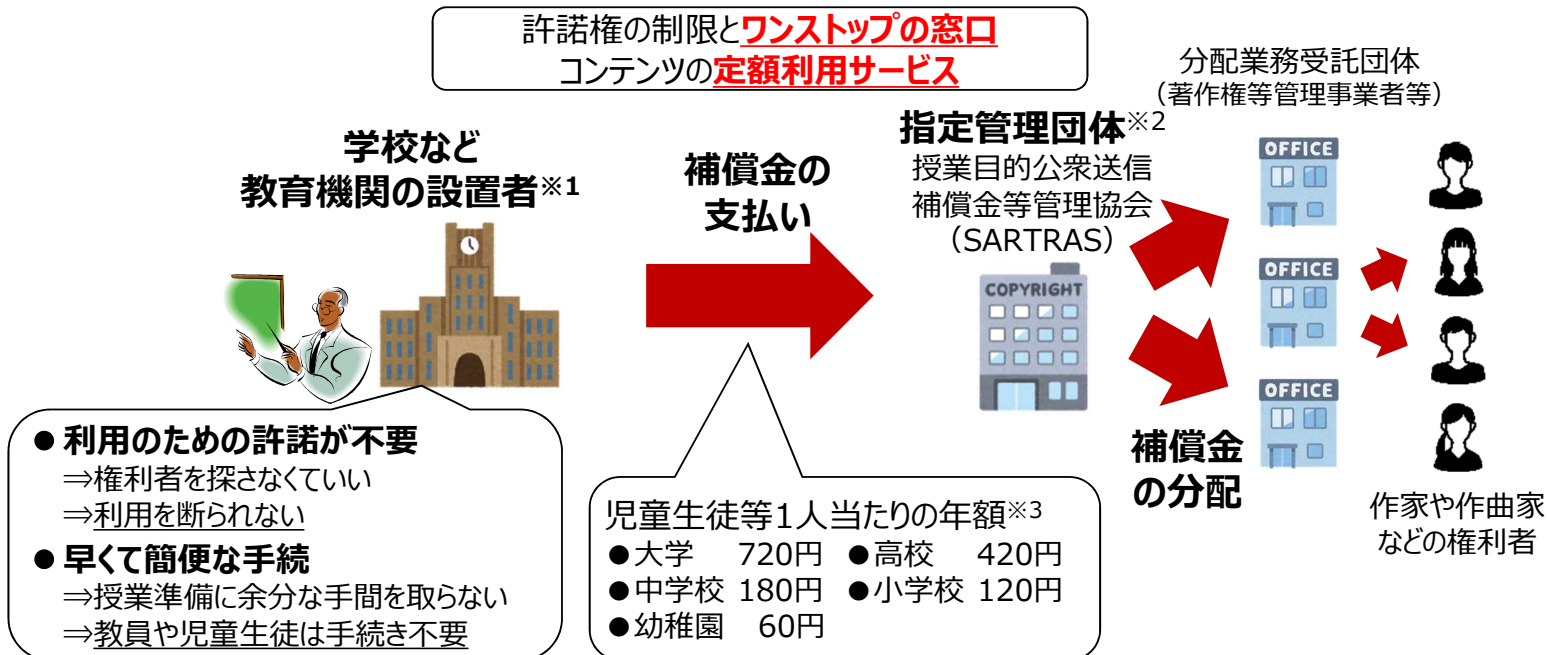
3. 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

7月より順次専門ワーキング・グループを開催予定

普及啓発、運用指針改訂、ライセンス等に関する検討を実施予定

授業目的公衆送信補償金制度の概要

- あらゆる種類の著作物利用についてワンストップの指定管理団体を通じ権利の一括処理が可能に。
- 無断利用を止められる「許諾権」を制限することにより、遠隔教育等での著作物等の利用を促進し、教育などの未来への投資に生かす。
- 一方、作家や作曲家などクリエイターへの対価還元により次なる創作を促す。

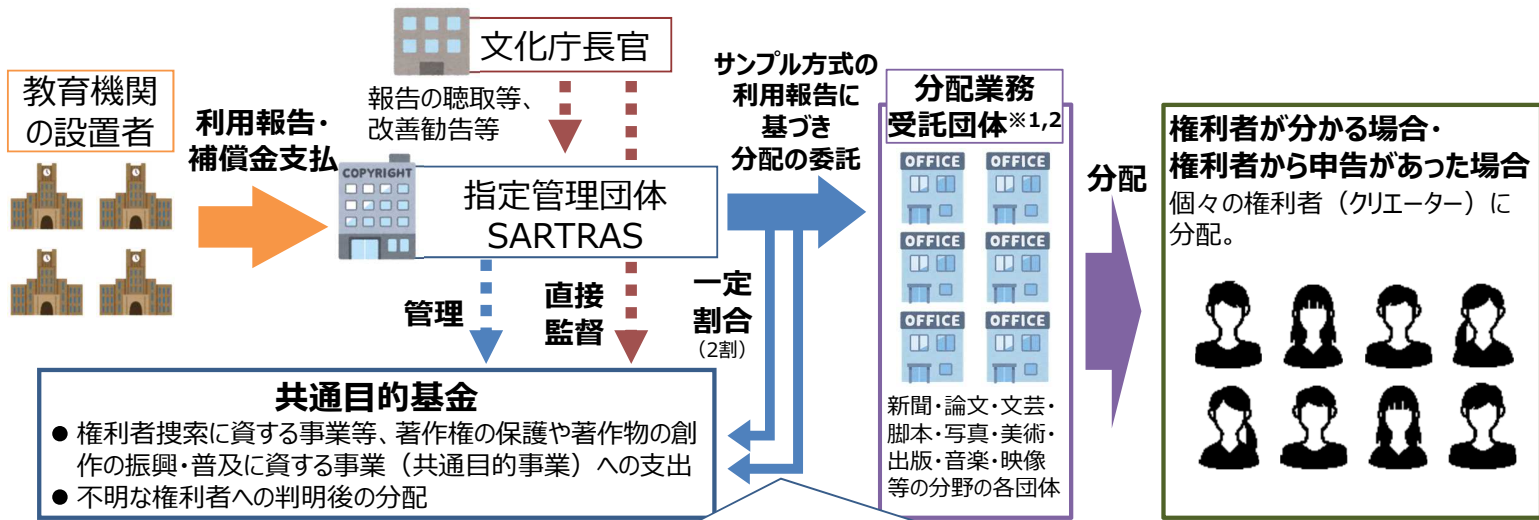


(補償金額については、指定管理団体が教育機関の設置者代表からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可。)

※1：著作権法第35条第1項・第2項。 ※2：著作権法第104条の12。 ※3：学校種別の詳細な補償金額は補償金規程を参照。学部や学科、学年、クラス別に支払いの有無を区分可能。人口減などで教育機関の維持が困難な地域に存する教育機関や通信制教育機関、特別支援学校・学級、履修証明プログラムの履修者、科目等履修生については50%減額。

補償金の分配スキームの概要

- サンプル方式による利用報告に基づき、著作物の分野毎の著作権等管理事業者等に補償金の分配を委託し、受託団体ができる限り個別の権利者に分配。また、著作権の保護や著作物の創作の振興・普及のため、**クリエイターや教育全体の利益に資する共通目的事業に支出**。
- 権利者特定分のみ受託団体に分配を委託。それ以外の補償金収入額はSARTRASが管理し、文化庁が直接監督することで透明性を確保。



権利者が不明な場合、共通目的基金に繰り入れたうえで、最大10年間※3捜索

※1：権利者への補償金の分配を網羅的に遂行できる能力を有する著作権等管理事業者又は権利者団体。分配の再委託は原則不可。ただし適正で効率的な分配を実現するためやむをえない事情がある場合、SARTRASの承認を得て可能。再委託に係る経費は受託団体が負担。 ※2：分野を網羅する団体がない場合は、その設立支援を行う(大学教員への分配の窓口となる団体が来年度に設立される予定)。また、海外の権利者に対して分配を行う窓口となる団体を本年夏頃を目途に設立し、来年度中に外国の権利者団体と双務協定を締結予定。 ※3：一般債権の消滅時効が最大10年であることから。

- 授業目的公衆送信補償金は、文化庁長官が指定する指定管理団体（全国を通じて1個に限る）のみが権利行使できる（第104条の11）。
- 2019年2月15日に「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」が指定管理団体として指定された。

協会の概要

名称：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

英名：Society for the Administration of Remuneration for Public Transmission for School Lessons

略称：SARTRAS（サートラス）

設立：2019年1月22日設立

代表理事：土肥一史

（弁護士、吉備国際大学大学院知的財産学研究所特任教授）



〔目的〕

本会は、著作者、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者の権利を有する者（以下「権利者」という。）のために、授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）を受ける権利又は複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、教育分野の著作物等の利用の円滑化を図るとともに、あわせて著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、もって文化の普及発展に寄与することを目的とする。

〔実施する事業〕

- (1) 著作権法（以下「法」という。）第104条の1 3 第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び分配その他補償金を受ける権利の行使に関すること
- (2) 著作権又は著作隣接権の管理業務に関すること
- (3) 著作権制度の普及啓発及び調査研究
- (4) 著作物の創作の振興及び普及
- (5) 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
- (6) 教育における著作物等の利用に関する調査研究
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

社員一覧（2021年6月時点）

社員	構成員団体
新聞教育著作権協議会	一般社団法人新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人学術著作権協会 公益社団法人日本文藝家協会 協同組合日本脚本家連盟 協同組合日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人日本写真著作権協会 一般社団法人日本美術著作者連合 公益社団法人日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人日本雑誌協会 一般社団法人日本書籍出版協会 一般社団法人自然科学書協会 一般社団法人日本医書出版協会 一般社団法人出版祥会 一般社団法人日本楽譜出版協会 一般社団法人日本電子書籍出版協会 日本児童図書出版協会 公益社団法人日本専門新聞協会
音楽等教育著作権協議会	一般社団法人日本音楽著作権協会 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	日本放送協会 一般社団法人日本民間放送連盟 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

3

著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの概要

- 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」として、権利者団体と教育関係者が共同してフォーラムを設置し、文化庁・文部科学省、有識者等より助言を得つつ、改正法に基づく制度の構築をはじめとする環境整備に取り組んでいる。
- 2018年度より、①補償金の支払等 ②教育現場における普及啓発 ③著作権法の解釈に関するガイドライン ④補償金制度を補完するライセンス環境について検討がなされている。
- ③について、「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」を2020年12月に公表。

総合フォーラム

専門フォーラムからの検討結果を議論

2018年11月開始

専門フォーラム

- ① 教育利用の補償金の支払等について
- ② 教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等について
- ③ 著作権法の解釈に関するガイドラインについて
- ④ 補償金制度を補完するライセンス環境について

著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの構成団体・構成員例

利用者側（総合フォーラム委員）

- 全国都道府県教育委員会連合会
- 全国市町村教育委員会連合会
- 日本私立小学校連合会
- 日本私立中学高等学校連合会
- 一般社団法人国立大学協会
- 日本私立大学団体連合会
- 一般社団法人公立大学協会
- 国立高等専門学校機構
- 全国公立短期大学協会
- 全国専修学校各種学校総連合会

権利者側

- 一般社団法人日本写真著作権協会
- 一般社団法人日本書籍出版協会
- 日本放送協会
- 協同組合日本脚本家連盟
- 一般社団法人日本雑誌協会
- 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
- 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- 一般社団法人日本音楽著作権協会
- 一般社団法人日本レコード協会
- 一般社団法人日本民間放送連盟
- 一般社団法人日本新聞協会
- 一般社団法人日本美術著作者連合
- 公益社団法人日本文藝家協会
- 一般社団法人学術著作権協会

その他 有識者 関係団体 等